

秋田県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

**秋田県教育委員会規則第三号**

秋田県立中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立中学校管理規則（平成十六年秋田県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第3号 教育課程等年間計画書（第3条関係）  
略  
別紙  
1 年度教育課程表

学 校 名		秋田県立			中学校							
入 学 年 度	学 年 等	標準 授業 時数	年度			年度						
			1 年 年	2 年 年	3 年 年	計	1 年 年	2 年 年	3 年 年			
教 科												
略												
特別の教科		道 徳										
略												

様式第3号 教育課程等年間計画書（第3条関係）  
略  
別紙  
1 年度教育課程表

学 校 名		秋田県立			中学校							
入 学 年 度	学 年 等	標準 授業 時数	年度			年度						
			1 年 年	2 年 年	3 年 年	計	1 年 年	2 年 年	3 年 年			
教 科												
略												
道 徳												
略												

様式第4号 教育課程実施報告書（第3条関係）  
略  
別紙

様式第4号 教育課程実施報告書（第3条関係）  
略  
別紙

年度教育課程実施報告書

学 校 名	秋田県立						中学校					
	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年		第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
教 科	標準 時数	最高 時数	最低 時数									
	略											
特別の教科	道	徳										
略												

年度教育課程実施報告書

学 校 名	秋田県立						中学校					
	第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年		第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年	
教 科	標準 時数	最高 時数	最低 時数									
	略											
道												
略												

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。